

鈴木 良著

## 『近代日本部落問題研究序説』

今 西 一

著者も語っているように、一九七〇・八〇年代の部落問題や身分制の研究は、量的にも質的にも著しい前進を遂げている。その近代史における一方の旗主として活躍してこられた鈴木良氏が、一書を公刊された。氏は、一九六三年、「生活上の理由で、『研究生活』をつづけることは不可能」となり、奈良女子大学付属高校の教諭となられ、「いそがしい教員生活のなかで、歴史の研究をつづけることはほとんど不可能のようにみえた。一時は研究を断念しようかと本気で考えた」と語っておられる（四〇三〜四ページ）。しかし、奈良県の「良き先輩・友人」にかこまれ、六〇年代に水平運動史研究を開始され、今日、立命館大学産業社会学部に移られてからも、天皇制と部落問題の研究を通して若き研究者を指導されている。氏の座右銘のひとつは、地学者の井尻正二氏の「真に創造的な人間とは、どんな環境のなかでも創造性を発揮する人間である」という言葉だと聞いている。

評者は、八〇年代から本格的に部落問題の歴史的研究を始めた後進の一人として、日頃の氏の学恩に応えるためにも、本書を紹

介し、幾つかの疑問を述べたい。なお本書には、既に小路田泰直氏の書評（『史学雑誌』九五巻九号）がある。屋上屋を架することになるかもしれないが、評者の現在の関心から、部落問題の社会構造を中心に評したい。

## 一 本書の内容

## 序章 地域支配と部落問題

近年の部落問題の歴史的研究は、「量的・質的に前進」を遂げながら、「近代日本社会になぜ部落差別が敷衍したか」という根本的問題は「未解決」である（七ページ）。氏は従来の研究方法を批判して、経済主義の克服、「多面的分析」と、「部落問題を孤立したものととらえず、当該地域の民主主義的変革の課題の一部として把握すること」を主張する。氏はまた、部落問題を孤立してとらえる「部落史」的研究方法を拒否され、本書では一度も「部落史」という言葉を使わず、前近代史の身分制を「生活関係」と支配のなかで把握する研究方法」に学ぶことを提言される（七〜九ページ）。

一、支配政策の歴史的把握 氏は、戦後に「遅れた地域社会」が残ったのは、「戦後の町村合併によって新たに作られた町村の下には、明治『地方自治』制によって作られた町村があり、さらにその下には江戸時代以来の『自然村』がある、という三重の町村の構造」があり、戦前の地主制は「行政村と自然村を結ぶ媒介点」であった、という島恭彦氏の研究に学び、部落問題研究に「地域支配」概念を導入することを提唱される。天皇制国家の「社会的基礎」を明らかにせよ、とも言われている。「部落差別の解決は

地域における民主主義の前進、地方自治の実態化にある」という意見は、傾聴すべきである（九一〇ページ）。

二、幕藩制下の身分制について 氏は、内田九州男氏の非人支配は「非人頭」によりながら、「町抱え」「村抱え」として「封建制下の町や村に隷属」したという研究。畑中敏之氏のえたの「頭支配」と「本村村」支配の二重支配の実証と、近世中・後期に進行する「差別規制の強化は、この本村への隷属によって行なわれている」という「二重の支配系列」論。塚田孝氏の東日本の弾左衛門支配に典型的な「各身分内には身分法（身分団体法）が強く規制」するという研究を紹介して、「頭・頭村による身分支配はどの地域にも貫徹して」おり、幕藩権力は「えた」の農民化に即応して本村支配を強めた」とする（一四七―七ページ）。

三、近代日本の部落問題（その一） 一八七一年八月二八日に出された所謂「解放令」『賤称廃止令』によって、「封建的賤民制は基本的に解体される」。ところが「七一年四月の戸籍法によって明示され、それが廢藩置県に」よって一層明確になった「属地的支配」は、「土地ナクシテ町村ノ名義ノミ存スル」「無地村」として部落問題を生んでいる。これによって、滋賀県では本村からの独立運動が、奈良県では逆に合併運動などが起っている。しかし、小村落の独立は権力が許さず、本村への合併は「一般村の側が高負担となることおよび伝統的な差別意識がこれを阻んでいた」。そこで、一八八八年の町村制の施行によって、部落は一般町村に編入されるか、組合村となった。政府が行政町村に「旧来の村（大字）の機能を『区』として存続させ、共有財産を従前のまま」とする「旧慣温存」処置を取ったのは、財政強化のための強

行な合併を地域の有力者に依頼して行なったためである。したがって部落の本村への合併は「恩恵的」となり、「旧本村への隷属関係が事実上ひきつがれた」。一方、部落内の支配を見ると、製靴・製革・草履などの部落の手工業は、「実は近代に入ってから所産である」。また農民層分解の進行は、部落内地主の土地集積を可能にし、「地主」中小資本家としての部落有力者は、区長・密代として支配の末端に位置づけられる。彼らこそが後の部落改善運動の担い手であり、このことは同時に「寄生地主制を基礎とする前近代的『半封建的地域支配』の成立でもあったと評価される（一七二―四ページ）。

四、近代日本と部落問題（その二） この天皇制の地域支配体制が動揺するのは、一九二〇年代後半以降である。小作争議・米騒動によって示された「部落内下層の立上がり」を背景として、この大衆的基盤を組織し部落内の青年知識分子の指導」で水平社が結成される。初期水平社は、「個人糾弾」「徹底的糾弾」を進め、組織を拡大した。この糾弾闘争は、「天皇制の地域支配」と対立する「萌芽」を孕んでいたが、一見、水国争闘のように部落と一般村との対立として映った。また、帝国軍隊内における差別糾弾は、「天皇制支配そのものとの対立する要素」を持っていた。小作争議においても、部落と一般の農民との共同闘争が進み、「天皇制の地域支配」と対決した。氏はここで、従来使ってこられた労働者・農民・水平社の「三角同盟」という概念の狭さを自己批判され、その撤回を宣せられる。一九二八年一月二五日、全国水平社は、「水平運動方針書」を採択した。この方針書は、「水平運動を『全被圧迫民衆の解放運動の一支隊』に位置づけ」た画期的

なものであり、「民主主義のための共同闘争が展開される根拠」となった。しかし、この方向も、一九二八年の三一五弾圧によって中断されるが、再び部落委員会活動のなかで、『市民的自由』獲得の重要性、「部落改善費増額要求の闘争」、「差別糾弾の態度」の区別などが指摘され、一九三五年の「人民的融和」の主張へと発展する（二五～三〇ページ）。

むすび 氏は、近代日本の部落差別の根拠を、「明治『地方自治』制に内在した矛盾にもとめ」、「制度上は廃止されたはずの旧本村による未解放部落の支配が、寄生地主制を基礎とした部落支配に形態変化して、事実上存続させられた」ものである、とする。そうなった理由を、「ブルジョアの進化的未発展」、「自由民権運動が挫折」したことなどに求められる（三一ページ）。

長い紹介となったが、序章では氏の全理論体系が述べられており、幕末から戦時下までの部落問題が、「地域支配」論によって見事に鳥瞰されている。

#### 第一部 天皇制と部落問題

「自由民権運動と部落問題」 まず氏は、従来の研究のように「自由党の運動にどれだけ部落民が参加したのか」ではなく、「民権期において部落の人々が何を切実に要求したのか」を問わなければならないとする（三八ページ）。

そして民権期における未解放部落の要求の特徴として、1 一般町村を対象とする「日常的な生活にかかわる差別に反対」する闘争の激発（「枝郷」の分村独立、入会権、祭礼への平等参加、氏子加入、など）。2 「訴訟や嘆願などの合法的手段によって平等を確保」する闘争の出現。3 「一部落単独の動きが圧倒的で、部落

相互の横のつながりは弱かった」などを挙げられる（四〇～九ページ）。また、兵庫県の「部落単独学校」に触れ、一八八〇年の教育令改正を受けて神東・神西郡は、部落に「分校設置」を指令するが、神西郡の八部落は翌八二年に反対運動を展開する。その背景には、教育令改正による負担増への批判を避け、一村に複数の小学校設置を認めることによって、有力者を抱き込もうとした政府の意図があり、結果として「部落分校の強制」となった点を指摘する（五〇～一ページ）。

次に一八八二年九月に結成された大阪自由党と『文明雑誌』を検討する。大阪自由党は、「自由平権を主義とし」、「古例旧慣」を批判する。「進路の荆棘」という論文では、「君主モ人類ナリ穢多モ人類ナリ」と主張して不敬罪を科せられている。しかし、この論文は、「旧慣」批判であっても、「部落解放論ではない」（五三ページ）、とされる。だが、奈良県宇智郡靈安寺村の借地虚無党、和歌山県の平等社、同日高郡の小作争議における未解放部落の参加、同争議への大阪自由党松木正守の支援などの社会的実践に注目される。特に小作争議に触れ、近畿地方の平野部では、「地主・小作の対立は政治的な姿をおび」、「もはや負債返弁騷擾地帯のごとく全農民が立上る条件は全体としてうしなわれていた」（五八ページ）とする。

最後に、町村合併と部落のうごきが分析される。明治二〇年代に入ると、「民権家が地域の支配層に転化」し、部落の上層・有力者が部落改善運動の先駆である「団体」を結成する（五九ページ）。しかし、この時期の奈良県葛上郡岩崎村（のち南葛城郡掖上村柏原北方）などの町村合併期の部落の闘争を紹介している。

一八八七年、枝郷岩崎村は本村柏原村に「転籍届」を出して、翌八八年本村への合併を勝ち取っている。また同県宇智郡大嶋村の場合も、合併を成功させるが、本村の合併推進派と反対派との間に、氏は「帝國議會開設を目前にして、部落との紛争を回避してより効果的に地域を支配しようとする層と部落差別を利用して支配を強化しようとする層との対立」を見る(六三ページ)。先述の掖上村では、一八九四年、南北二校が作られ(北校は部落単独学校)、部落の側は「人權ヲ侵シテ教育ノ制ヲ區別スル」と反論する(六五ページ)。氏は、これらの動きを「ブルジョア地主の地域支配が確立し、他方で部落上層の支配も確立しつつある過程と評価する。勿論この「民権期の部落民の主体的な動きが誇りをもって思いおこされ、それが水平社結成のバネの一つとなった」とも言われている(六七ページ)。

「天皇制確立期の部落問題」ここでは、大森文書所蔵のA「町村合併標準」、B「訓令案」、C「町村合併標準」成分の三文書を比較し、A案にあった「旧穢多」という言葉が消えていくこと、A案で部落を合併から除外し、C成文で組合村としてのみ認められたのは「地方有力者の支持を獲得するためのものであった」と言われる(九二ページ)。またA案で合併した例として京都府を、C成文の例として滋賀・奈良県を挙げている。ただし、滋賀県の場合には九例とも合併、奈良県の場合は五例中二例が組合村になっていることを紹介されている。

「雑誌『明治之光』とその時代」一九一二年八月二〇日、奈良市西之坂光明寺において発足した大和同志会(社長松井庄五郎)は、同年一〇月から一八年七月まで『明治之光』という機関誌を

発行し、当該期に同誌は「部落改善運動の全国機関誌」としての役割を果たした(九五ページ)。大和同志会は、「県下部落の富裕な名望家」を役員にしているが、警察主導の「矯風事業」を批判しており、「自主的な部落改善運動」である(九八一ページ)。また『明治之光』は、西本願寺の「金取り主義」を批判して教団改革を主張し、部落学校統廃合や近代的教育論を展開するなどユニークな言論活動を展開して、近畿各地の「自主的改善団体の設立」を促進した(一一一ページ)。だがこの運動にも、解決の手段を「所詮権力にたよらざるをえない」、水平運動によって乗り越えられる「部落富裕層」有識層の歴史的限界性」があったとする(一一九ページ)。

#### 第Ⅱ部 水平運動の成立と発展

「水平運動史研究の課題と方法」 まず氏は、従来提起してきた「三角同盟」論の矮小さを自己批判して、「民主主義をめぐると共同闘争という観点」から水平運動を捉えることを再提記する。「三角同盟」的把握には、「部落差別は日本資本主義によって温存」され、部落解放は「社会主義の課題」であるとする山川均・高橋貞樹流の偏向があった、とされる(一二八ページ)。

そこで氏は、部落差別は「資本主義・地主制などによって、直接に残存させられているのではなく、「天皇制権力は、部落差別を維持することを直接の目的とした政策をとったことは」ない。部落差別を「温存する社会的関係」が問題であり、「共同体」的閉鎖的、非民主的な町と村のしくみ」||「天皇制的地域支配」こそが問題であると説かれている。この地域支配が、ブルジョア・地主に依拠して行われるかぎり、「民衆の民主主義的要求と対立

する」とも述べられている(一一九～一三〇)。以上の観点から一九二〇年代の水平運動を総括する。

水平運動の成立期は、一九二二～二四年で、奈良県下の大正村高等小学校事件・水国争闘事件(下永事件)など徹底糾弾闘争を内容とする。これらの事件を「部落と一般村との対立とみる見方は、表面的な観察」で、水平運動は「地域の支配機構と正面から対立した」と見られる(一三四～一三六)。第二期は、一九二四～二六年で、水平運動の担い手に部落内の下層(職人・小作人層)の人々が進出し、農村における小作人と部落民との共同闘争が前進して、「眞の融和」の主張が生まれる。氏は、このなかで一九二五年の町村会選挙における日農・水平社の進出を高く評価される(一三五～九一三)。第三期は、一九二六年末～二八年で、福岡連隊事件を始点として三・一五弾圧を終点とする。福連事件を契機に、「帝國軍隊に代表される天皇制支配との闘争が重視」され、この時期から「天皇制的地域支配との闘争が緒につき」、差別撤廃運動と「一般民主主義の運動」とが結合する(一三九～四〇一頁)。その到達点、全水第六回大会の「水平運動方針書」であり、「半封建的な身分差別を残してきた天皇制的地域支配のしくみの追求がなされはじめた」(一四二～一四三頁)。

「奈良県における水平運動の成立と展開」I 水平社創立の前提 矯風会を中心にした奈良県の部落改善政策は、一九〇四年から開始する。だが、一九一二～一八年の南葛城郡栗阪部落の例を見ても、精神修養と勤儉貯蓄の奨励のみで何の成果もあげていない。県が打ち出した唯一の方策は、一九一三年四月からの北海道移民であった。一九一六年の高市郡長の県への答申には、前年の大正

天皇の行幸を反映して、部落の神社崇拜が強調されており、政府・県による「天皇制思想の注入」が見られる(一五三～一五五頁)。このようななかで、一九一七年五月、橿原神宮拡張のための部落の強制移転が行われる。

奈良県の米騒動では、参加人員・期間などの点で極めて小規模であるが、「部落の動きを除外して」語ることは出来ない(一五六～一五八頁)。また米騒動の背景には、一九一七・八年の郵便局集配人・製墨職人・人力車夫・女工などの賃上げ要求やストライキ、小作争議がある。米騒動の大衆行動は、北葛城郡高田町で起こり、県下一〇部落・一市九町村に波及する(人員合計延二〇〇〇人)が、内部落に関係するのは一市七町村である。このなかで南葛城郡や宇智郡では騒動事件がないが、例えば南葛城郡柏原北方では、青年共和党が中心になった組織的・計画的なデモで、米の安売りを実現している。騒動になるかどうかは、市町村当局の態度にも強く依存していた。しかし、米騒動の結果、町村の有力者支配は動揺し、政府・県の権威は失墜して、対応策としての天皇の恩賜金公布や融和事業の本格的な登場となる。

II 水平社の創立と糾弾闘争 一九二〇年恐慌は、融和政策を強化させるが、この時期の融和政策は「たんに部落上層のみでなく、青年会・戸主会といった形で部落の中堅層を改善政策に巻き込む」とし、僅少ではあれ助成金を交付して、生活環境の整備を行なう方向」に向かっている(二一七～一八二頁)。一方、一九二〇年五月二〇日、南葛城郡柏原北方では、阪本清一郎、西光万吉らが中心になって「燕会」が結成される。当初は南洋セレベス島への移民のための学習会であったが、区制改革運動、共同遊園地作

り、消費組合運動を通して、若者組から脱した「新しい方向への青年の結集」を実現している（二二四ページ）。また同年一〇月の吉野郡下湖北部落の差別反対運動など、解放への動きが活発化するなかで、阪本らは日本社会主義同盟に加入している。彼らに解放への理論的な指針を与えたのは、翌二年七月、雑誌『解放』に発表された佐野学の「特殊部落民解放論」である。同年夏、阪本らは『よき日の為』という水平社創立趣意書を作成して、各地に配付している。また同時期、磯城郡大福部落では三協社という団体が作られ、機関誌『警鐘』を発行している。そして一九二二年三月三日、京都市岡崎公会堂で全国水平社が結成される。奈良県では、同年三月九日、柏原で最初の水平社が結成され、大福・鎌田・小林・飛驒・山内・中井戸・立野・洞などに水平社の宣伝が広がり、五月一〇日、奈良県水平社が結成され、磯城郡大福に本部が置かれる。

初期水平社の運動課題の第一は「徹底的糾弾」であり、水平運動は差別糾弾のなかで拡大していった。県水平社大会から一週間もたないうちに、南葛城郡の大正高等小学校で差別糾弾運動が起こり、小林水平社の木村京太郎ら七名が騒擾罪で起訴され、三名が有罪になる。この事件に対する全国水平社の檄文では、「真の差別者」差別の根源を教育行政全般にむけている」（二五九ページ）。この大正高等小学校事件を契機に、県下における差別糾弾運動は「燎原の火の如く燃え広がった」。だが、これらの糾弾運動に対する県水平社の決議は、「差別觀念の撤廃を強調し、その觀念が生まれざるを得ない社会的原因をなお明確にし得ていない」（二六四ページ）。県は、一九二二年六月、大和同志会を再興

させて融和運動を育成しようとするが、同志会は「中央に向けての活動が主であり、その影響力も広がらなかった」（二七〇ページ）。なにより部落内の階級対立の激化が、調停活動を不可能にした。一九二二年三月一七〜二〇日の所謂「下永事件」、水平社と国粋会との争闘事件は、「奈良の水平社運動を新たな方向に飛躍させた転換点であった」（二八一ページ）。事件は一老人の差別発言から、水平社・部落大衆と国粋会・在郷軍人会・青年団員らが、磯城郡川西村で三日間延五二一五名の武力衝突を繰り返した。しかし、この悲惨な事件を契機に、「差別糾弾事件が激減し」（三〇〇ページ）、水平社は「労働・農民運動と共同闘争を組み、差別の眞の根源たるブルジョア・地主支配」天皇制との対決へと発展して行く」（二九七ページ）のである。

「全水青年同盟の研究・序章」一九二〇年代の奈良県の農民運動を分析して、「一、部落における小作争議の展開は実生活から生まれる必然的な動向であり、二、その始点は、一九二三年三月の下永事件以前にあること、三、またその動向を西光万吉、木村京太郎らの自覚的な水平運動の活動家がおしすすめたこと、四、その動向の中で一般農民との共同、さらに農民組合運動での積極的なこの共同の闘争の推進がみられた」（三一五ページ）ことを評価している。そして、水平運動の「第二期」への転換点が水国争闘事件にあること、それ以降の「停滞」期に、水平社夏期講習会や農民組合と水平社との「共同闘争」の主張の前進など、「二六年に最大の高揚をみる奈良県の社会運動」（三二四ページ）の前提が形成されたことを指摘している。補論では、渡辺徹氏が新岩波講座『日本史』に書かれた「部落解放運動」を、「何ら最

近の研究をもふまえ」（三三九ページ）ない論文として批判している。

「第三部 戦後部落解放運動の展開」には、優れた戦後史の論文「部落解放運動と統一戦線」があり、「一身で理論と実践の二つを兼ねた希有の人」（四〇一ページ）故中西義雄氏の歴史研究が評価されているが、残念ながら紙数の関係で紹介を省略する。

## 二 若干の感想と疑問

まず本書を読んで最初に感じたのは、氏の二〇年間の奈良県における地味な調査と実践なくしては、本書は決して生まれなかつたということである。とりわけ第二部中の「奈良県における水平運動の成立と展開」は庄巻である。また、「地域社会の民主主義的な変革なくして、部落問題の眞の解決はない」という本書全体を貫く氏のモチーフも、この奈良県における社会的実践のなかで生まれたものである。

それでは本書には全く問題点はないのだろうか。氏の基本的な観点到賛意を表しつつ、ここでは私が気になつた幾つかの問題点をあげて、氏の御教示をあおぎたい。最初に、氏は塚田孝氏の説に依拠して、近世穢多の基本的な従属形態を「頭・頭村」とし、封建的身分支配の解体過程で「本村付支配」が強化されたと説かれてゐる。塚田氏は、かつて私たちの「二重支配」説を批判して、「近世身分制にとって賤民身分を身分として存立せしめる身分共同体（賤民組織）に即した支配である身分支配が基軸であり……（略）……一方の高（土地）支配は、彼らが村の土地を所持していることに伴うかぎりでの、その意味では限定されたものであつ

た」としている（『書評 部落問題研究所編「部落史の研究・近代篇」』、『歴史評論』四二八号）、一六六ページ）。しかし畑中敏之氏や白井寿光氏も既に批判している様に、近世初頭から弾左衛門支配が確立していた関東地方と異なり、近畿地方では近世初頭から頭支配が普遍的に存在しない。私たちの丹後・丹波地域の調査でも、頭支配は行刑吏役の必要から贅牛馬処理権の公認と引き替えに近世中期に上から設定される場合がある。挙げ足を取るつもりはないが、「土地を所持」しない穢多でも地域として皮多村に居住する限り、「本村付支配」を受けるのである。塚田氏の「頭・頭村支配」一元論では、部落問題が「支配共同体」の問題としてだけ議論され、へ生活共同体」の問題が欠落し、本村・枝村の関係が「高支配」だけに矮小化される。また二重支配を受けている穢多と頭支配だけの非人では、穢多部落の存続と非人の早期の「解消」といった近代への「解放」の条件が全く異なってくる（拙稿『解放令』前夜の部落の生活』、『近代京都の部落』所収）。

次に氏は、部落問題を「生活関係と支配のなかで把握する研究方法」を提唱されるが、本書での氏の分析は後者の「支配共同体」に偏つていると思われる。例えば氏は、部落と一般村との関係で水利や入会を強調されるが、奈良県の水利の場合、幕末から明治初年の棉作衰退期に稲作モノカルチャー化が進み、地主主導の溜池灌漑や水利秩序が形成される。しかし、その大地主層の水管理も米騒動の前後から崩壊し、中小地主や小作人層まで管理機構に参加する（陣駿峯三編『地主制と米騒動』）。このような変化の分析を前提として、はじめて氏の言われる「大正末期―昭和初年の社会運動がもつた意味を」、「寄生地主制下の村落構造の矛盾の展

開として把握」することが可能になると考える（三二二ページ）。また氏は、明治初年に部落が一般村からの独立運動をするのに対して、明治二〇年代には部落が一般村への合併を願っている事実を指摘されるが、なぜこのような「逆転現象」が起こるのか、その理由を説明していない。これは恐らく明治一〇年代後半から急増する教育費・土木費に部落財政が耐えられなくなり、一般村と部落との経済的格差が拡大して、部落の一般村への「合併」要求が生まれたと考えられる。勿論、町村合併は上からの要請であり、一般村の伝統的な差別意識もあるが、町村財政の膨張期だけに一般村は部落の合併により強く反対したのではないだろうか。今後、私たちも含めて近代部落の「生活共同体」の分析は重要な課題である。

町村合併についても一言すれば、部落問題が町村合併の「障害」要因であることについては、既に井戸庄三らの研究（『滋賀県における明治二二年町村合併の地理学的研究』、『金沢大学教育学部紀要』一三三号）他がある。井戸氏は、このなかで岡山県で部落が組合村になるのに対して、滋賀県で一例もない事実を指摘されている（五七ページ）。往々にして氏のような独創的な研究者には、先行研究との関連が不明瞭なことがある。

そして運動史の問題に触れるが、氏は明治二〇年代以降の地方有力者の運動を著しく低く評価されている。例えば一八九四年の掖上村の部落単独学校反対運動にしても、以前は民権思想の影響を高く評価されていたが（『水平社創立の歴史的意義』、『水平運動史の研究』五巻）、ここでは「部落上層の支配」の確立過程とのみ評価されている。しかし私は、明治二〇年代初頭には、平

民主主義などの影響で地方有力者のなかでも自主的な地域改善運動が広汎に展開する可能性があったと考えている（拙稿「平民主義の在村的潮流」、『歴史評論』四〇二号）。また、松井庄五郎の『明治之光』を「帝国憲法体制―天皇制の『秩序』内にあるかぎり、結局のところその主張は、当局者にたより名士の同情を乞う以上のもとはなりえなかった」（二二三ページ）とされるが、竹永三男氏も指摘されている通り一九一〇年代の『明治之光』には、小川幸三郎らの「自主的改善運動論」が立派に論陣を張っている（『明治之光』と部落改善運動）（『部落問題研究』五六号）。明治中期の平民社「左派」、明治後期から大正初期の民主主義の潮流など、中間層の改良運動がもう少し積極的に評価されてよいのではないだろうか。

そのことは水平社の創立についても言える。氏は、阪本清一郎らの燕会を中心に水平社の前史を描かれており、水平運動史とする限り当然とも考えられるが、あまりにも融和団体に注意を払われていない。長野県の信濃同仁会の例を挙げるまでもなく、奈良県でも松尾尊允氏の研究された磯城郡大福部落の三協社のように、自主的な部落改善団体が融和運動から水平社に転換する例があり、後に大福には奈良県水平社の本部も置かれている（『大正デモクラシー』。一九二〇年代初頭では、水平運動と自主的な融和運動との間にそれほど決定的な差異があったとは考えられない。なお氏は、最近に「水平社創立について」という論文を発表され（立命館大学『人文科学研究所紀要』四三三号）、三協社やデモクラット三浦参玄洞の役割を再評価されているが、本書では、総じて中間層と改良主義の評価が低すぎる。私は近代日本の民衆運動を見



る場合、「図式主義」は敵であり（ディミトロフ『反ファシズム統一戦線』、「よしんば一時的な、動搖的な、ふたしかな、条件的な同盟者」（レーニン『共産主義における「左翼」小児病』）でも、中間層の役割を重視する松尾氏や江口圭一氏（『都市小ブルジョア運動史』）の方法に学びたい。

氏の水国争闘以降の「糾弾件数の激減」という評価には、山村昌子氏が批判（『水平社・国粋会事件の検討』、『部落解放研究』二七号）を加えており、氏も反論を書いている（三〇〇ページ）。しかし、この問題は数字をどう読むかということだけではなく、一九二四・五年の水平社と労働者・農民の共同闘争の評価にこそ問題の本質がある。水国争闘以降、本当に水平社は部落第一主義というセクト主義を脱したのだろうか。また氏の指摘する、二五年町村会选择における無産派議員の進出や二七年の村民大会・農民大会での村政民主化要求などは、かつて青木恵一郎氏（『日本農民運動史』四巻）・栗原百寿氏（『農業危機と農業恐慌』）らによって取り上げられ、後者は栗原氏によって「小作争議のワクから農民闘争の重大な一歩前進」であった（前掲書、著作集Ⅲ、一二五ページ）、と評価されている。だが、二六年の「協調体制」による労働者・農民の包摂が強調されている今日、二〇年代後半の水平運動と労働者・農民運動との共同闘争の実証的な研究は、急務となっている。その点からも、本書の水平運動史研究が、二

〇年代後半の実証的研究を欠いていることが惜しまれる。

最後に、言葉じりの問題になるかもしれないが、一、二気付いたことを書いておく。氏は、一九一七年の洞部落の移転問題という史実を発掘して、「貴族あれば賤族あり」という松本治一郎の言葉を引用し、「天皇の対極にある部落への差別」（一五三ページ）を明らかにする。最近この種姓差別の問題がよく議論されるが、近代天皇制的種姓観念は、松本の言葉だけでは不十分で、貴賤観とともに民衆に対して徹底した部落の穢れを説いている。移転に際して、「墓石ナキ部分ヲモ掘返シ」人骨をも移転せよと言う宮内省書陵頭の奈良県知事宛の書簡は、その極致である（一〇四ページ）。貴賤とともに淨穢という差別を持つところに、部落差別の難しさがある。また、氏の考え方からしても、自由民権運動が部落問題を解決するとは言えないはずなのに、近代日本に部落問題を残した原因に、自由民権運動の「挫折」を挙げる（三一ページ）のは、不用意な発言だと考える。

蛇足になるが、本書は社会構造と運動史を結合した見事な労作で、私たちの部落問題研究に新しい地平を築いたものである。是非、一読をすすめたい。

（A5判 四〇六ページ 一九八五年八月 兵庫部落問題研究所  
三五〇〇円）

（大阪外国語大学非常勤講師 京都市左京区一乗寺門口町二）